

平成23年度（平成22年度対象）

# 教育に関する事務の点検及び評価

## 報 告 書

平成23年8月30日

三条市教育委員会

# 教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針

## 1 趣旨

- (1) 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。
- (2) 点検評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

## 2 実施方針

### (1) 点検評価の対象

「三条市総合計画・実施計画」に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題とし、前年度における取組状況について点検評価します。

また、点検評価の対象は、「教育委員会の権限に属する事務」であることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務、並びに市長の事務とした青少年健全育成は、対象となりません。

### (2) 点検評価の方法

三条市が行う行政評価システムを活用して、点検評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

市の行政評価システムでは、評価対象を「想定される主な取組」のうち、幾つかをピックアップして実施していることから、教育委員会としては、「想定される主な取組」のすべての項目を対象に点検評価します。

### (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

「三条市教育事務点検評価委員会」（定数3人 任期2年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

### (4) 議会への報告及び公表

教育委員会において、点検評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

### 3 報告書の構成

この報告書は、次の2つの事項で構成しています。

- ① 三条市総合計画・実施計画に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題の点検評価を取りまとめたもの
- ② 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況を取りまとめたもの

### 4 参考

#### 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。（平成19年6月公布・20年4月施行）

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 三条市教育基本方針 基本目標

《ものづくり、ひとづくり、まちづくり》

三条市は、「ものづくり」の伝統を持っています。「まちづくり」には、三市町村が合併して一つのまちをつくっていくという意味も込められています。「ものづくり」の伝統を教育に活かして「ひとづくり」を図り、人が生き生きと活躍することによって自分たちの地域をつくっていくことが魅力ある「まちづくり」につながります。

また、自分たちの住む三条市の歴史や文化などに対する理解を深め、これら愛する心をはぐくむことも大切です。そして、「まちづくり」は、子どもも大人も一緒になってつくっていくことであり、生涯学習やスポーツ等を通じて生き生きと暮らすことができる三条市を目指します。

○三条市総合計画・実施計画の想定される主な取り組み  
及び教育施策上の重要課題による点検評価

項目	担当	評価	ページ
【豊かな心をはぐくみ、ふれあいと感動のあるまちづくり】			
○教育環境の充実			
1 幼児教育・学校教育の充実	小中一貫教育推進室		
(1) 小中一貫教育の推進		B	2
(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施	学校教育課	C	4
(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の実施	学校教育課	A	6
(4) 食育・体力づくりの充実	学校教育課	A	8
(5) 適応教室指導事業の充実	学校教育課	C	10
(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実	学校教育課	B	12
2 学校と家庭・地域との連携の推進			
(1) 「三条版放課後子どもプラン」放課後子ども教室の開設	子育て支援課	C	14
(2) 家庭教育講座の開催	子育て支援課	B	15
(3) 子どもと親の読書活動	生涯学習課	A	16
(4) 子どもの基本的な生活習慣定着の取組	子育て支援課	B	18
(5) 学校評議員制度の活性化	学校教育課	A	19
(6) スクールアシスタント制度	学校教育課	B	20
(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築	学校教育課	B	22
○生涯学習・スポーツの推進			
3 生涯学習の充実			
(1) 生涯各期における学習機会の提供	生涯学習課	C	24
(2) 現代的課題などの学習	生涯学習課	A	26
(3) 学習成果を活かす仕組みづくり	生涯学習課	B	27
(4) 生涯学習施設の整備・充実	生涯学習課	B	28
(5) 生涯学習指導者の育成	生涯学習課	B	29
○芸術・文化の振興と継承			
4 文化遺産の保存と活用			
(1) 指定文化財などの対象調査・保護	生涯学習課	B	31
(2) 埋蔵文化財の調査・保護	生涯学習課	B	33
(3) 文化財保護団体等への支援	生涯学習課	B	34
(4) 文化遺産の公開・活用	生涯学習課	B	35

※評価…A：目標を上回る成果に達したもの

B：ほぼ目標どおり

C：目標の成果に達しなかったもの

○ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成22年度）

1	三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況	37
2	教育委員の学校訪問	40
3	教育委員の行政視察	40
4	教育関係会議への教育委員の出席	40
5	その他の出席	40

○ 三条市教育事務点検評価委員会

1	三条市教育事務点検評価委員会要綱	41
2	三条市教育事務点検評価委員会委員名簿	42
3	三条市教育事務点検評価委員会開催状況	42

## 1 幼児教育・学校教育の充実

学力向上のための取組、知・徳・体・食のバランスの取れた教育への取組、小・中学校施設等整備

### 《施策の基本的方針》

本市では、次代を担う心豊かな子どもをはぐくみ、市民一人ひとりが生涯を通して自らを高め、郷土を愛し、いきいきと暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成18年に教育基本方針を策定しました。

今後は本方針に則り、学力向上プロジェクトの推進等による基礎学力の定着に努めるとともに、この地域固有の歴史や伝統産業等を最大限教育に活用していく取組を進めます。また、これらの取組を一層推進していくために、市民・有識者等により組織された検討委員会において6・3制等の教育制度の在り方など教育の本質を踏まえた検討を行い、児童生徒へのよりよい教育環境づくりに努めます。

### 《主な取組》

#### (1) 小中一貫教育の推進 【小中一貫教育推進室】

次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育を推進します。

#### (2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施 【学校教育課】

教科ごとに授業力の向上を目指すとともに、教員の指導力向上により子どもたちの学力向上に努めます。

#### (3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の実施 【学校教育課】

鍛冶道場と連携した刃物・ものづくり教育の推進や科学に対する好奇心と探究心を高め、科学教育の充実を図ります。

#### (4) 食育・体力づくりの充実 【学校教育課】

地域と連携した食育推進や体育指導の充実を通じた健康教育に取り組みます。

#### (5) 適応教室指導事業の充実 【学校教育課】

相談員を配置し、保護者や児童生徒、学校・教員への相談支援の充実に努めます。

#### (6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実 【学校教育課】

就学相談や教育相談を始め、個々の障がいに応じたサポートができるよう特別支援教育を充実します。

## 《平成22年度の点検、評価等》

### 1-(1) 小中一貫教育の推進

#### 【小中一貫教育推進室】

#### 【目的】

子どもたちが未来を拓き、力強く生きるための「確かな学力」「豊かな心・個性」「健やかな身体」を身に付けること。

#### 【内容】

三条市が次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し取り組む小中一貫教育を推進するため、「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、次の事項を推進する。

- ① 第一中学校区小中一体校、一ノ木戸小学校（第二中学校区小中一体校）の建築基本設計及び実施設計の策定
- ② モデルカリキュラムの作成
- ③ 各中学校区の小中一貫教育の推進

#### 【主な事務事業】

- ① 小中一体校の建築基本設計及び実施設計の策定  
学校、保護者、地域の意見を聴取しながら、小中一貫教育推進協議会などの検討組織を通じ第一中学校区小中一体校、一ノ木戸小学校（第二中学校区小中一体校）の建築基本設計及び実施設計の策定を図る。
- ② モデルカリキュラムの作成  
モデル中学校区の教員を中心にカリキュラム編成部会を開催し、講師の指導を受けながら小学校の各教科の小中一貫教育モデルカリキュラムを編成する。
- ③ 各中学校区の小中一貫教育の推進  
モデル中学校区では、小中一貫教育の実践研究に関する中間発表会を開催する。それ以外の中学校区においては、モデル中学校区の取組を参考に各中学校区の小中一貫教育の取組について推進協議会を開催し、中学校区ごとに推進計画を定め、小中交流活動など具体的な小中一貫教育への取組を推進する。

#### 【評価】 B

小学校の各教科の小中一貫教育モデルカリキュラムの作成及び第一中学校区小中一体校の基本設計、第二中学校区小中一体校（一ノ木戸小学校移転改築）の基本・実施設計完了など、小中一貫教育の在り方や関連する教育環境整備の大きな方向性を決定できたが、第一中学校区小中一体校の実実施設計の完了には至らなかった。また、モデル中学校区中間発表会を通じて、学校、保護者、地域がモデル校の成果を共有し、各中学校区に

において、小中交流活動等の具体的な小中一貫教育の取組を始めることができた。広報関係では、広報さんじょう特集記事、毎号コラム掲載、市ホームページのリニューアルと随時更新、全戸リーフレット配布などを通じ、市民の理解を得る取組を実施した。

### 【今後の方針】

平成 23 年度は、中学校の各教科の小中一貫教育モデルカリキュラムを作成するとともに、小学校のモデルカリキュラムの試行及び各中学校区での自校区化を進める。小中一貫教育の具体的な取組については、各中学校区の小中一貫教育推進協議会における議論を主体に取組を推進していく。

学校、保護者、地域の関係者がモデル中学校区の実践研究成果を共有するため、中間発表会を継続して開催するとともに、各中学校区で地域連携部会を開催し、中学校区の小中一貫教育推進計画等に関する保護者、地域の意見交換を図る。

市民が、小中一貫教育に関して一層理解を深めることができるよう、継続して広報啓発活動に努める。



小中一貫教育推進協議会



5月13日 大崎小学校で小中合同あいさつ運動実施

## 1 - (2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施

【学校教育課】

### 【目的】

児童生徒の学力の向上を図ること。

### 【内容】

児童生徒の学力向上に向けて、教職員を対象に学力向上に係る研修会を開催したり、中学校区ごとの公開授業研究（協議会）に指導者として参加したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 学力向上プロジェクト推進会議

管理職（校長、教頭）や主任（教務主任、研究主任、教科主任等）の指導力を生かした「プロジェクト」を組織しながら、学力調査（NRT）の結果分析と学力向上にむけた具体的な改善の方策の協議を行う。

#### ② 学力向上研修会

学力向上に向けて、デジタル教科書活用研修会2回、環境教育研修会、外国語活動研修会を行い、日々の授業に活かせるように指導する。

#### ③ 各中学校区公開授業と協議会

各中学校区ごとに年間数回の公開授業（小学校・中学校で開催）を行い、協議会では小・中学校お互いの良さや問題点を出し合いながら、共通理解を図っていくとともに指導力・授業力を高める。

### 【評価】 C

国語、算数・数学ともに、中学校へ入ると偏差値が下がる傾向がある。小学校段階では、平均を上回り、基礎的な学力は身につけていると考えられるが、それを活用したり、応用したりしていく思考力に問題があると考えられる。特に、小中一貫教育を進める中で、中学校での論理的な思考力が伸びるように、小学校段階から論理的に考える学習をより多く展開していく必要がある。

### 【今後の方針】

小中一貫教育の推進を通し小中教職員が連携して授業改善・指導改善を行っていく中で、深く考える授業、読書活動の充実、具体的な算数・数学的な活動の充実、論理的に考える授業の実施を図る。また、学力の向上に向けては、学習意欲のある児童生徒を育

てることが肝要である。よりよい人間関係を築き、学習意欲の高い学級・学校を構築していくことで学力の向上を目指す。



デジタル教科書活用研修会



学力向上研修（英語・外国語活動）

## 1-(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の実施

【学校教育課】

### 【目的】

児童生徒の郷土愛を育成すること。

### 【内容】

ものづくり、科学教育の充実を一層図ることにより、生まれ育った三条に誇りの持てる子どもの育成を目指す。

### 【主な事務事業】

#### ① 刃物（ものづくり）教育推進事業

刃物（ものづくり）教育では、三条の刃物（ものづくり）の伝統についての理解を深めることを通して、三条のよさについて学ぶ機会を児童生徒に提供していく。小学校のどの児童も6年間の中で1回、和釘づくりまたは小刀を使った活動を経験する。中学校のどの生徒も3年間の中で木工用具学習と包丁研ぎの活動を1回ずつ経験する。

#### ② 科学教育推進事業

科学教育では、「科学する目と探求心」を育む5つのプロジェクト（①子どもの科学教室、②発明工夫・模型工作教室、③わくわく科学フェスティバル、④科学ゼミナール、⑤科学研究発表会）を推進することにより、三条市の子どもの科学への興味関心を掘り起こし、理科の大好きな子どもを育て、将来の三条市の地場産業活性化に貢献する子どもを育む。

### 【評価】 A

刃物（ものづくり）教育では、教職員からは「刃物は人を傷つけるものではなく、役に立つものだという体験ができてよかった」「地域の伝統文化と産業について興味を持って学習ができたことがよかった」等の声が多く、教職員のよい学習だったかどうかの評価は5段階で4.8であった。子どもの評価は、「とても楽しかった」「楽しかった」とする割合が94.8%と高かった。

科学教育では、参加者総数が1,446人（前年度比126.6%）であり、参加者の満足度は約90%という高い評価を得た。子どもたちの科学への興味・関心を高めることができた。

### 【今後の方針】

刃物（ものづくり）教育では、移動手段としての茜号、スクールバスなどの利用をPRして鍛冶道場の活用を促し、児童生徒が三条金物や刃物の歴史を学んだり、和釘や刃物づくりをしたりする機会を増やしていくことが大切であると考えている。今後も、今年度

の推進方法を一層充実させていきたい。

科学教育では、子どもたちの興味・関心に応え、理科好きな子どもを大勢育てたい。そのために、講座の複数担当制や専門家の招聘、高等学校の理科室など専門的な設備を有した会場の利用等により、子どものニーズに対応したり、専門性を生かして講座内容を工夫したりして事業を充実させていく。また、「科学ゼミナール」では、よりたくさん子どもたちが興味・関心をもって参加できるように、魅力ある講師や内容の選定をしていくことが課題である。



和釘づくり



木工用工具学習



わくわく科学フェスティバル

## 1-(4) 食育・体力づくりの充実

【学校教育課】

### 【目的】

児童生徒の食育に関する意識が高まり、体力の向上が図られること。

### 【内容】

食育では、学校食育推進事業を年度ごとに各校に拡大し全小中学校で実施する。

体力づくりでは、児童生徒の体力の実態を明らかにし、弱点を克服する取組（準備運動・授業改善・遊び等）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る（1学校1取組）。

### 【主な事務事業】

#### ① 1学校1取組

まず、年度当初に行われる「体力テスト（8種目 ①握力②上体起こし③長座体前屈④反復横とび⑤20mシャトルラン⑥50m走⑦立ち幅とび⑧ボール投げ）」の結果を基に、学校ごとに、体力で落ち込んでいる部分（運動）を把握する。次に、その弱い部分の底上げができるように、各学校で対策を練り計画的に体力向上が図られるよう実践する。その後、弱いところがどれだけ伸びたか検証し、次年度に活かすようにする。

#### ② 学校食育推進事業

子どもたちが生涯を健康に暮らせるための食習慣を確立させるため、学校教育における食育として個別指導会、食育講演会・講話等を計画的に実施する。

### 【評価】 A

体力テストの32項目（8種目×2学年（小5・中2）×2（男女別））中、国の平均を上回ったのは26項目であった。国の平均を下回った主なものは、走力と投力であった。全国的に向上しているボール投げが女子で全国平均を下回っているほか、全県的に記録が年々向上している50m走では小5で全国平均より下回っている。今後の取組の強化が必要である。

また、県と比較すると、全体的に女子の体力がやや低い状態が見られる。また、特に体を動かす子とそうでない子との二極化が進む傾向にあるので、低学年のときから、体を動かすことが好きになるような取組（準備運動・授業改善・遊びの活用等）を継続して進めていく必要がある。

学校食育推進事業については、全小中学校で食育推進事業による個別指導、食育講演会・講話等を実施し、食育への意識の高揚を図ることができた。

### 【今後の方針】

体力面では、各学校では、走力や投力などの弱点部分が分かったので、次年度の体育に活かすように指導する。（走力を高める活動を定期的・継続的に授業の中に組み込む。様々なボールを投げる活動を意図的に授業の中で設定する。）また、県の取組として、「トキめき体力づくり認定証」制度がある。これらの取組を市内全小中学校へ呼びかけ、運動することへの意識を高めていく。

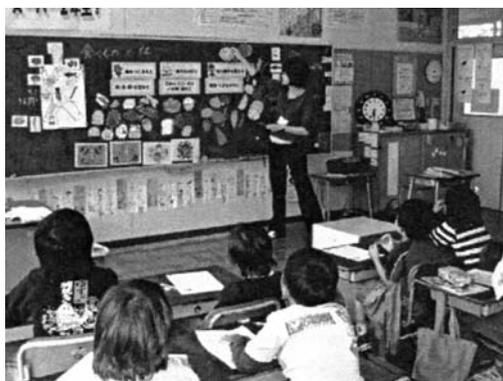
学校食育推進事業では、今後も市内全小中学校での取組を継続し、子どもたちが生涯を健康に暮らせるための食習慣を確立させていく。



5分間走（業間の時間）



校内マラソン大会



食育の授業

## 1 - (5) 適応教室指導事業の充実

【学校教育課】

### 【目的】

児童生徒のいじめを根絶し、不登校を減少させること。

### 【内容】

適応指導教室を中核として、学校との連携を密接に図りながら不登校児童生徒の在籍校復帰・高校進学を目指す。また学校と家庭で解決できない問題に対して、市でカウンセラー（臨床心理士）を派遣する。さらに不登校児童生徒支援員を指導困難校に配置し、個別支援の充実を推進しながら、いじめ根絶・不登校の減少を目指す。

### 【主な事務事業】

#### ① 適応指導教室の開設

適応指導教室嘱託員 3 人、不登校児童生徒訪問指導員 3 人、適応指導教室アシスタント、不登校児童生徒支援員、サポートネットワーク指導員各 1 人を配置して、関係者の連携によりいじめ・不登校等の改善に努める。

#### ② SSN（スクーリング・サポート・ネットワーク）カウンセリング事業

年々深刻化するいじめ・不登校（外部機関のどこにも繋がらない引きこもり状態）問題に対して、学校と家庭だけでは解決できない状況に、市が臨床心理士等のカウンセラーを派遣する。

#### ③ いじめ根絶スクール集会（心と学びの教育フォーラム）実施

小中連携して各中学校区ごとに「いじめ根絶スクール集会」を実施し、学校・家庭・地域の連携を深めることで、いじめの防止を図る。

### 【評価】 C

平成 22 年度の不登校児童生徒数は 107 人（児童 26 人・生徒 81 人）だった。小中一貫教育を推進しながら各中学校区で「中 1 ギャップ解消」のプログラム自校化を図り、不登校児童生徒の減少に取り組んできた。不登校児童生徒数は平成 21 年度比で中学校で 2 人減少したものの、小学校で 2 人増加した。（平成 21 年度も 107 人）適応指導教室と在籍校で密接に連携を図り、中学 3 年生が 6 名在籍したが、4 名が進学することができた。

また、平成 22 年度はいじめ認知件数は 32 件（児童 15 件・生徒 17 件）だった。深めよう絆県民運動が全県で展開され、市では小中の情報交換を個別に行い、中学校入学当初の人間関係再構築に重点を置いて指導に取り組んできた。また、全中学校区で「いじめ根絶スクール集会」を開催し、校区の小中学生が意図的に関わり合う場面を設定することで温かい人間関係の構築を図っている。その結果、「いじめ」件数が、昨年の 53 件

から 21 件減の 32 件と劇的に減少した。

各中学校区で小中一貫教育の理念を「生徒指導」の中でも積極的に推進し、小中連携が具体的に、密接に図られるようになってきた。特に「中1ギャップ解消」で大きな成果を上げ「いじめ」が激減している。そして誕生から就労までの支援を目指した「三条市子ども・若者総合サポートシステム」が徐々に機能し始めている。学校と家庭だけでは、解決が難しいケースの相談・カウンセリング要請が数多く寄せられている。また適応指導教室と在籍校との連携が強化され、適応教室に通ったり訪問指導を受けたりする児童生徒が、在籍校復帰・高校進学を遂げるようになってきている。

### 【今後の方針】

今の小中の関係性をより望ましく、連携をより具体的に維持・推進できるよう、今後「中学校区いじめ根絶スクール集会」を市として全面バックアップしながら児童生徒自身が、問題解決できる能力を育てたい。また年々、重篤な不登校が増加する中「適応指導教室」を不登校支援の中核に据え、学校と家庭で解決できない問題の対応に努めていく。

さらに虐待・養育放棄・貧困・家庭不和・病理障がい等、様々なリスクが折り重なった困難家庭に「教育」「医療」「福祉」「保健」の四領域で対応できるよう「子ども・若者総合サポートシステム」をより機能させ、誕生から就労まで総合的に支援し、見守り体制の継続と構築を図りたい。



いじめ根絶スクール集会

## 1 - (6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実

【学校教育課】

### 【目的】

児童生徒が必要に応じて特別な教育的支援を受けることができるようにすること。

### 【内容】

三条市の特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育指導員を増員するとともに、教職員の研修の充実を図ることにより、校内体制の充実、教員の資質の向上を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 特別支援教育指導員の配置

小学校・中学校に特別支援教育指導員を適切に配置するとともに、教職員の研修会を5回実施し、特別支援教育の充実を図る。

### 【評価】 B

平成19年度に特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、特別支援学級の児童生徒だけの教育から、全校を対象にし、一人ひとりの特別な教育的ニーズに合わせた支援に対象が広がった。

年々、特別支援教育指導員の配置要望が多くなっている。指導員の数は昨年と同数であったが、指導者研修会について、より実践的な研修にしていくことで特別支援教育の推進と充実を期した。

### 【外部の方からの主な意見等】

特別支援教育についてできるだけ多くの先生方から理解していただくため、研修会の実施回数だけでなく、参加人数も考慮しながら進められたい。

### 〔市の対応状況〕

今後、研修会の参加者数を成果指標として設定、検証しながら、教職員の特別支援教育に対する理解を深められるよう努めていく。

### 【今後の方針】

特別支援教育の推進には、今後も特別支援教育指導員の配置増が必要である。従来の特別支援学級の介助業務とは別に、通常学級における発達障がい等の児童生徒等への学習支援を充実していく必要がある。

また、教職員への研修会の充実については、対象も拡大し、回数も増やしてきた。今後も教職員のためのセミナー研修のような形を継続し、系統的な研修を実施していく。

さらに、月ヶ岡特別支援学校が担う地域の特別支援教育のセンター的機能を生かし、研修においても共同で実施するなど、連携を強化していく。

## 2 学校と家庭・地域との連携の推進

家庭教育学級の充実、地域に開かれた学校づくり、学校を利用した放課後の居場所づくり

### 《施策の基本的方針》

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、本市においても人間関係や地縁関係の希薄化が懸念される中、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。こうした中、すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級や親と子のふれあいを大切にした取組を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会が連携して、放課後や休日などの子どもの居場所づくりを進めます。

また、学校教職員と児童生徒が地域の中で一緒に活動することや学校と地域住民との垣根を取り払うなど、学校教育と家庭・地域との連携の在り方について議論できる仕組みを構築できるよう検討します。

### 《主な取組》

#### (1) 「三条版放課後子どもプラン」放課後子ども教室の開設 【子育て支援課】

すべての小学校区において、放課後の一定時間など子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所の確保を地域の参画を得ながら推進します。

#### (2) 家庭教育講座の開催 【子育て支援課】

家庭の教育力向上と親子間のふれあいを深めるため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設します。

#### (3) 子どもと親の読書活動 【生涯学習課】

ブックスタート事業や読み聞かせ教室の充実により、親子の絆を深めながら読書活動の推進を図ります。

#### (4) 子どもの基本的な生活習慣定着の取組 【子育て支援課】

家庭、学校や地域での活動を通じて子どもたちの基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを学べるよう啓発活動に努めます。（「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の推進など）

#### (5) 学校評議員制度の活性化 【学校教育課】

学校評議員等から学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などの学校運営に関する意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

#### (6) スクールアシスタント制度 【学校教育課】

教育活動をサポートするスクールアシスタントの資質向上のため、研修の充実に努めます。

#### (7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築 【学校教育課】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできる機会を推進します。

## 《平成22年度の点検、評価等》

### 2-(1) 「三条版放課後子どもプラン」放課後子ども教室の開設

【子育て支援課】

#### 【目的】

学校と家庭・地域との連携が推進され、子どもたちが安全・安心に過ごせるようにすること。

#### 【内容】

すべての小学校区において、放課後の一定時間など子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所の確保を地域の参画を得ながら推進する。

#### 【主な事務事業】

##### ① 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校を利用して地域の方々の参画を得て、地域住民と子どもたちが、勉強やスポーツ、文化活動など、様々な交流活動等を行う場をつくる。

#### 【評価】 C

平成22年度開設を予定していた裏館小学校放課後子ども教室については、地域内の理解と協力を十分に得ることができず開設に至らなかったが、新たに保内小学校及び月ヶ岡特別支援学校において、放課後子ども教室を開設した。

また、開設した各教室においては、それぞれの取組について、放課後子ども教室連絡協議会を通じて情報交換を行いながら、地域の積極的な関わりが得られるよう進めた。

#### 【今後の方針】

これまで開設してきた教室において、事業内容や運営スタッフの充実を図りながら、引き続き実施していく。また、全ての小学校区での開設を目指すことから、新たに、児童館等において地域が参画した取組や地域と触れ合う機会の充実に向けた検討を行う。

なお、開設に至らなかった裏館小学校については、新校舎の建設後、施設の活用を含めた中で、再度検討していくものとする。

## 2-(2) 家庭教育講座の開催

【子育て支援課】

### 【目的】

家庭の教育力が向上すること。

### 【内容】

家庭は、家族のふれあいを通じて基本的な生活習慣、生活能力や社会的マナーを身に付けさせる重要な役割を担っていることから、保護者を対象に子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

### 【主な事務事業】

#### ① 家庭教育活性化事業

幼児期から子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

- ・【子育て支援課】子育て講座（保育所、小・中学校）、発達応援セミナー
- ・【すまいるランド】子育て講座
- ・【公民館】笑顔で子育て講座

### 【評価】 B

今年度は、保育所及び中学校の子育て講座において参加者が減ったが、すまいるランドにおいても子育て講座を行ったため、家庭教育講座の参加者数は、前年と比べ増加となった。

また、講座の満足度について、「とても役に立った」・「役に立った」を含め、前年の80%を超えるとともに、目標としていた90%を超え、満足いく内容であったと思われる。

講座の参加人数、参加者の講座満足度ともに、昨年度より増加したことから、家庭における教育力向上などの成果があったと思われる。

講演テーマは次のとおり。

- 幼児期：「今、親として、大切なこと～子どもの可能性を上げませんか？」
- 就学期：「子どもの自立と家庭の役割～入学前に子どもの成長点検！」
- 思春期：「親は、最強サポーター！ ～そのために大切なこと～」
- 発達応援セミナー：「子どもの行動には理由がある！ ちょっと気になる子どもの行動について考えてみよう。」など2講座
- すまいる子育て講座：「パパと一緒にわくわく子育て」など7講座
- 公民館：「笑顔で子育て」（2回）

### 【今後の方針】

平成21年度に実施したライフステージに応じた基礎的な家庭教育講座（子育て講座）を実施して2年目となった。参加者の満足が90%を超えるなど、おおむね好評であることから、今後も参加人数の増加を図りながら、継続して実施することで、家庭教育力の向上に努めていく。

## 2-(3) 子どもと親の読書活動

【生涯学習課】

### 【目的】

幼い頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援すること。

### 【内容】

保護者や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭における読書環境を整えるための支援をする。

### 【主な事務事業】

#### ① ブックスタート事業

10 か月健康相談会場で、参加した赤ちゃんと保護者に絵本の入ったブックスタート・パックをブックスタートのメッセージとともに手渡す。

### 【評価】 A

平成 22 年度は、健康相談会対象者が 821 人、配布者数は 796 人（会場配布者数 765 人、図書館内配布者数 31 人）で、全体の対象者が増加し、配布者数も前年を上回った。配布率は昨年同様 97.0%であった。また、図書館における絵本の貸出数は、前年度に比べ 2,095 冊の増加となった。栄分館の貸出数はリニューアルオープンの前年より減少しているが、全体の貸出数は着実に伸びている。

平成 22 年度から 10 か月健康相談会会場が 3 か所から 1 か所に変更になり、参加者数への影響が心配されたが、健康相談会来場者への手渡しがほぼ確実にできている。来場されなかった方への図書館での配布も本館だけでなく分館でも手渡すようにしたところ、分館での受取も多く見られるようになり、配布率維持につながった。

これらの取組により、家庭での読書環境の整備に着実な成果を上げている。

### 【外部の方からの主な意見等】

ブックスタートボランティアの養成が計画されているようであるが、利用者にとってもボランティア自身にとっても良いものとなるよう考えてほしい。

### 〔市の対応状況〕

意見の趣旨を踏まえて、ボランティアの養成とともに、より良い活用方法等も検討しながら、事業の充実に努める。

## 【今後の方針】

10 か月健康相談会に出席できなかった方への案内の送付や子育て支援センター等関係施設へのブックスタートの啓発ポスター等の掲示で事業への理解を進めていきたい。

また、地域住民がボランティアとして実際の取組に関わり、活動の意義を感じ、ブックスタートの支持が広がっていくことは、事業継続の大きな力となっていく。そのため、ブックスタート会場で絵本や読み聞かせについての説明、読み聞かせの実演などを行うブックスタートボランティアの養成を行い、ブックスタート事業の充実を図っていく。



ブックスタート事業



ブックスタート事業で配布している絵本

## 2-(4) 子どもの基本的な生活習慣定着の取組

【子育て支援課】

### 【目的】

子どもが基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを身に付けること。

### 【内容】

保育所、学校や放課後子ども教室など地域における活動を通じて、あいさつ運動等を実施するとともに、家庭において「早寝・早起き・朝ごはん」の重要性など、子どもたちが基本的な生活習慣を学べるよう各種資料を配布し、啓発活動に努める。

### 【主な事務事業】

#### ① 生活習慣定着についての啓発活動

「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会事務局からの啓発資料【パンフレット】と購入した【リーフレット】を小学校・中学校の家庭教育講座、1歳6か月児健診・3歳児健診の会場において配布・説明し、啓発活動を行う。

また、パネルを購入し、小学校、中学校、子育て支援センター等に配布・掲示し、啓発活動を行う。

### 【評価】B

子育て支援課で開催した小学校での家庭教育講座(24回)、中学校での家庭教育講座(9回)、1歳6か月健診(6回)、3歳児健診(6回)において、パンフレットを配布・説明することで、啓発活動に努めた。

パネルは、小学校(24校)、中学校(9校)、各子育て支援センター(6施設)、すまいるランドに配布・掲示し、啓発機会の増加を図った。

「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会事務局からの啓発資料を追加請求し、啓発機会を逃さずに行った。人数は、若干、目標値に達しなかったが、啓発回数は目標を達成することができた。

また、啓発活動として、パンフレットを配布するだけでなく、説明を行うことで、普及啓発に成果があったと思われる。

### 【今後の方針】

平成22年度は、3歳児健診でのパンフレット配布・説明など、前年度に挙げた改善点を実行し、目標を達成することができた。

引き続き、今年度の取組を継続して実施することにより、子どもの生活習慣定着に努めていく。

## 2 - (5) 学校評議員制度の活性化

【学校教育課】

### 【目的】

地域に開かれた、特色のある学校とすること。

### 【内容】

学校運営に関する情報を開示した上で、学校評議員等から学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などに対する意見を求め、それらを参考にしていこうとすることで地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

### 【主な事務事業】

#### ① 学校評議員会の開催

学校の教育活動についての意見を聴取し、また、学校評価などの学校運営全般について意見を交わす場として、各小・中学校に設置されている学校評議員会の運営を支援する。

### 【評価】 A

評議員会の開催回数は、33 か校 128 回で、平均すると 1 校当たり約 4 回の開催となっており、前年度と同程度の開催状況であった。また、小中一貫教育の推進により、学校評議員の中には、中学校区単位の小中一貫教育推進協議会のメンバーの一員となり、目指す児童生徒像などの検討に当たっている者もいた。

学校評議員会の開催や運動会や文化祭等の学校行事においても、学校評議員の参加により、いろいろな意見を聞くことができた。その結果、学校教育活動の理解が深まり、学校評議員から地域の方への学校活動の周知も広まり、関心が高まってきている。

### 【今後の方針】

地域に開かれた特色ある学校づくりという理念を達成するため、各学校の特色を活かしながら学校評議員会の更なる内容の充実が図れるよう、学校訪問等で適切な助言を行っていききたい。

また、平成 22 年度は、前年度まで学校評議員会が開催されていなかった学校も含め、全校で開催されたが、開催回数が少ない学校に対しては、学校評議員の趣旨、目的を十分に伝えるとともに積極的な運営ができるよう指導を行っていききたい。

## 2-(6) スクールアシスタント制度

【学校教育課】

### 【目的】

地域住民に信頼される特色のある学校づくりを行うこと。

### 【内容】

様々な課題を抱えている学校教育において、児童生徒が豊かな心を持ち、個性や創造性を発揮しつつ、主体的に生きていくことができる力をはぐくむことが一層重要となっていることから、学校、家庭、地域との連携を図り、学校の教育活動支援・協力者として各小中学校にスクールアシスタントを配置する。

主な業務内容としては、図書館運営の支援、本の読み聞かせ、学習補助、特別支援にかかわる児童生徒への対応、家庭科の実習補助などがあり、各学校の実態に即した仕事内容となっている。

### 【主な事務事業】

#### ① スクールアシスタントの配置

学校の教育活動支援・協力者として、各小中学校にスクールアシスタントを配置する。

#### ② スクールアシスタント研修会

スクールアシスタントの資質の向上を図るために研修会を実施する。内容としては、特別支援教育研修会とスクールアシスタントの服務、規律についての事例研修、スクールアシスタント同士の交流会である。

### 【評価】 B

平成 22 年度の人員配置については、財源的な制約もあって十分とは言いきれないが、おおむね各学校に継続して配置することができた。効果としては、平成 21 年度と同様に、学校図書館の整理・飾り付けや、案内看板などを整備することで、学習環境が良くなり、図書館での児童生徒の落ち着きが増してきていることがあげられる。

また、研修や交流会により、スキルアップが図られ、スクールアシスタントとしての役割を認識し、学校運営に大きく貢献できたと評価できる。特に、特別支援教育の補助として教職員の負担軽減や多様な子どもたちへのよき理解者にもなっている。

交流会においては、「教頭先生や担任の先生との意見交換が大切である。」「専門家の話が聞けて大変参考になった。」「他の図書室を見てみたい」「教室での活動や授業においてどこまで介入して良いのか分からない。」などの意見が出てスクールアシスタントの相互理解が深まり、今後の取組に大いに参考となった。

**【今後の方針】**

学校はややもすると閉鎖的であるといわれていることから、学校へ新たな風を吹き込み、地域からの声と学校からの声をうまくつなぐパイプ役として、特色ある学校づくりの支援者となるように努める。

特に特別支援教育に関連し、今年度実現できなかった月ヶ岡特別支援学校の視察研修等を通じて、アシスタントのスキルアップに努めつつ、要望のある学校には増員を図っていきたい。

## 2－(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

【学校教育課】

### 【目的】

学校と地域、保護者が共に学校教育を考える場を設定すること。

### 【内容】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできる機会を推進する。

### 【主な事務事業】

#### ① 学校教育を共に考える参画型システムの構築

学校の教育活動に対する考えや願いなどを話し合ったり、取組に対しての評価をしてもらったりする学校ごとの「教育を語る会」、「育成連絡協議会」、「学校評議員会」などを組織し、共に考えるシステムの構築を図っている。

さらに、小中一貫教育の推進に向け中学校区単位で協議会等が立ち上がっていることから、これら組織も活用する。

### 【評価】 B

全小中学校で、学校評議員会や育成連絡協議会、教育を語る会等が組織されているが、今年度は更に小中一貫教育の推進に向けて、中学校区単位に地域、保護者、学校とで組織する推進協議会において、推進に向けた協議が進められた。

### 【今後の方針】

学校ごとに、「教育を語る会」「育成連絡協議会」などを開催して地域、保護者、学校が、共に学校教育を考える機会ができています。また、小中一貫教育の推進に伴い、各中学校区において推進協議会が立ち上がり、小中連携した取組が推進されていることから、既存の組織の有効活用を図りながら、今後とも継続した取組を推進していく。

### 3 生涯学習の充実

様々な学習機会の提供、生涯学習環境の充実、生涯学習指導者の育成、学校支援や情報提供

#### 《施策の基本的方針》

21世紀は、だれもが自らの能力と努力によって自分の未来を切り拓いていくことができる柔軟で活力のある社会であることが求められています。

本市においては、平成18年度に策定した生涯学習推進計画に基づき、市民の一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習に関する様々な相談を通じて、学習機会や学習環境の充実を図ります。

また、大学などの関係機関と連携し、多様な学習活動・文化活動を支援するとともに、これらを通じて得た知識や成果を生涯学習人材バンクへの登録を通じて広く市民に還元できる仕組みづくりを推進します。

#### 《主な取組》

##### (1) 生涯各期における学習機会の提供 【生涯学習課】

市民が自発的に学習に取り組めるよう青少年から高齢者まで市民の要望に対応した多様な学習機会を提供します。

##### (2) 現代的課題などの学習 【生涯学習課】

情報教育など社会生活を営む上で理解し、身に付けておくことが望まれる課題を現代的課題とし、学習機会の提供に努めます。

##### (3) 学習成果を活かす仕組みづくり 【生涯学習課】

市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習人材バンクを整備しつつ、生涯学習指導者の活躍できる場が提供できるよう努めます。

##### (4) 生涯学習施設の整備・充実 【生涯学習課】

地域住民の生涯学習の拠点となる下田公民館の建設や第二中学校区の公民館建設、その他生涯学習施設の整備に努めます。

##### (5) 生涯学習指導者の育成 【生涯学習課】

指導者を育成するための講座を開催し、各種活動の指導者育成に努めます。

## 《平成22年度の点検、評価等》

### 3-(1) 生涯各期における学習機会の提供

【生涯学習課】

#### 【目的】

市民が、生涯各期において自ら学ぶことのできる環境を整備すること。

#### 【内容】

各世代の市民が生き生きと心豊かに暮らせるよう、青少年から高齢者といった市民のライフステージに応じた多様な学習メニューを提供する。

#### 【主な事務事業】

##### ① 通学合宿事業（青少年期）

市内の小学生を対象に、児童が家庭を離れ、同世代との集団生活を送りながら、学習、食事、洗濯、清掃等に自主的・主体的に取り組む体験を通じて基本的な生活習慣や協調性といった社会性を身に付けさせる。

##### ② 教養講座（成人期）

絵画や茶道、書道などの教養を高めるための講座や英会話など実用的な講座を開催し、市民の学ぶ場を提供する。

##### ③ 高齢者教室（高齢期）

高齢者を対象として、現代社会を生きていく上で必要な知識の習得はもちろんのこと、趣味、教養等に親しむ学ぶ場を提供する。

#### 【評価】 C

三条東公民館の新設で若い世代の参加者を募る事業を積極的に実施し多くの参加者を得た。

しかし、平成21年度から乳幼児期の家庭教育事業を子育て支援課へ移管したことや大学との連携講座の減などによる参加者数の減少や、講座からサークル化への移行、他課との重複目的事業の廃止など事業の見直しを行うことにより、公民館事業全体としては44,000人の目標値に対し40,623人となり目標値に到達しなかった。

また、通学合宿など青少年期の体験事業は、保護者及び参加者から有意義な事業として評価されているが、参加者数が少ない。

趣味的な講座や健康・生活に関する講座への参加者は比較的安定しているが、全体的な人口減により、学習者も減少傾向にある。

また、社会経済情勢の急激な変化により市民の社会教育へのニーズも多様化している。

### 【外部の方からの主な意見等】

講座からサークル化への移行については、市民の自主的な学びを支援する意味で好ましいことであり、ぜひ進めてほしい。

### 〔市の対応状況〕

市民の自主的な学習活動を支援するため、講座からサークル化への移行など、常に見直しの視点を意識しながら事業推進に努める。

### 【今後の方針】

通学合宿事業など青少年期の課題を捉えた事業を着実に実施する一方、今後、成人教育における教養講座・文化講座についてはサークル化等見直しを進め、自主的な学習活動への支援や、新たな市民ニーズに対応した新規講座の開設を積極的に実施したい。また、現代的課題のテーマも含め、生涯各期において求められる知識を把握し、追求してゆく必要がある。更に積極的な広報等により、幅広い年代層に対し公民館事業に参加できるよう推進したい。



通学合宿



陶芸入門講座

### 3-(2) 現代的課題などの学習

【生涯学習課】

#### 【目的】

市民が、現代社会を生活する上で必要な知識・教養を習得すること。

#### 【内容】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むため学習する必要のある課題を現代的課題とし、学習機会の提供を目指す。

#### 【主な事務事業】

##### ① パソコン教室

基本的なパソコンの操作、各種ソフトの活用などを学ぶことができる場を提供する。

##### ② 市民総合大学

様々な分野で知識や経験を持つ市民を講師として公募し、講師自身が運営する講座を開設し、その知識等を市民に広め、学習意欲を高めるとともに市民の交流の場とする。

##### ③ チャレンジ！知っ得講座

生活を営む上で必要な学習内容を提供することで市民の知識を高めるとともに、参加者同士の交流を図る。

#### 【評価】 A

生涯学習・社会教育の核である公民館講座等を中心として体験イベントなどいろいろな形での学習機会を通して現代的課題をテーマとした講座を開催してきた。

前年度に引き続き、国際理解講座や情報教育（パソコン教室）を開催し、環境問題にも積極的に取り組んだ結果、15講座、3,514人の受講者があり、目標を達成できた。

#### 【今後の方針】

今後とも情報教育の重要性は高まると考えられることから、引き続き現代的課題としてパソコン教室を開催していく。また、グローバルな視点から国際社会を理解することも大切であるため国際理解の重要性を学ぶための講座を開催するとともに、住環境の安全や環境問題、健康で長生きできる健康体操の普及等にも対応できるように更に努めたい。

加えて、今までとは異なった視点での課題を見つけ講座化していけるよう検討したい。

### 3-(3) 学習成果を活かす仕組みづくり

【生涯学習課】

#### 【目的】

市民が、自主的な学習活動に取り組める環境を整えること。

#### 【内容】

市民が自発的に学習を進めることができるよう、生涯学習指導者養成講座やボランティア養成講座の修了生が、これらの講座で得た知識や成果を生涯学習人材バンクへの登録を通じて広く市民に還元できる仕組みづくりを推進する。

#### 【主な事務事業】

##### ① 生涯学習人材バンク名簿整備事業

生涯学習指導に関する講師、指導者、ボランティアを含めた「三条市生涯学習人材バンク名簿」を整備（改定）する。

##### ② 生涯学習人材バンク名簿活用促進事業

「三条市生涯学習人材バンク名簿」（冊子）を学校や関係機関等 186 か所に配布する。また、広報さんじょうや市のホームページを通じて広く市民に対して周知するとともにその活用を促す。

#### 【評価】 B

今年度も引き続き、市が主催する講座の参加者や生涯学習指導者養成講座の修了生に対して「三条市生涯学習人材バンク名簿」への登録を促したことにより、登録者は 45 名増加し目標値の 648 人を超え、655 人となった。また、広報紙やホームページ等で周知を行い、併せて、市各課における積極的な活用を呼び掛けたことにより、活用件数も目標値の 54 件を超える 55 件となり、登録者数及び活用件数ともに目標値を達成することができた。

#### 【今後の方針】

人材バンクの活用を更に推進するため、今年度開設された三条東公民館の市民総合大学等における各種講座内容の充実を図るとともに、各公民館など生涯学習施設からも人材バンク制度の情報発信に努める。また、現状では、人材バンク登録者を市民へ紹介できる機会が学習相談のみであるため、今後は人材バンク登録者が自主的に講座を企画し活動できる仕組みを設けることを検討する。

### 3-(4) 生涯学習施設の整備・充実

【生涯学習課】

#### 【目的】

市民が、生涯を通して生き生きと学ぶことができる学習拠点の整備を図ること。

#### 【内容】

公民館等の生涯学習施設の整備を進めることで、市民が生き生きと学ぶことができる環境整備を行う。

#### 【主な事務事業】

##### ① 図書館親子“読育”支援事業

図書館本館2階談話室内に授乳室を設置する。また、子ども読書コーナー整備として、転倒時の衝撃軽減のための床マット張替を行う。

##### ② 公民館施設設備整備事業

各公民館の設備整備として、嵐南公民館大集会室音響設備改修工事等を実施するほか、経年劣化による施設の整備を優先順位をつけ、計画的な整備を行う。

#### 【評価】 B

平成22年度においては、施設的环境整備として、図書館に授乳室を新設したほか、中央公民館の舞台照明スポットライト取替や、嵐南公民館の大集会室音響設備改修等の整備を行った。また、経年劣化による施設の整備を優先順位をつけ、計画的な整備を行った。

さらに、施設整備と併せて各種ソフト事業の充実を図った結果、生涯学習施設利用者が増加するなど一定の成果を上げることができた。

#### 【今後の方針】

平成19年度には下田公民館改築、平成20年度には図書館栄分館の整備が完了するなど、生涯学習施設の整備は着実に進められ、平成21年度の第二中学校区公民館（三条東公民館）の整備・設置をもって、本市における生涯学習関係インフラ整備はひと区切りとなった。今後は利用者がより快適に施設を利用できるよう既存施設の環境整備や修繕を計画的に行い、施設設備整備の効用を活かすための事業の企画に努めたい。

### 3-(5) 生涯学習指導者の育成

【生涯学習課】

#### 【目的】

市民が、学習活動で得た成果を再び市民に還元すること。

#### 【内容】

「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が学ぶことのできる環境づくりはもちろんのこと、学んだことを再び市民、地域等に還元できるよう生涯学習指導者を養成するための講座を開催する。

#### 【主な事務事業】

##### ① ITリーダー養成講座

パソコン操作の初心者への指導方法についての講座を開催する。

##### ② レクリエーションリーダー養成講座

レクリエーションの指導方法についての講座を開催する。講座修了生は、生涯学習人材バンクに登録され、三条市生涯学習ボランティアとして活動ができる。

#### 【評価】 B

平成22年度から、ITリーダーおよびレクリエーションリーダーの養成は、主な活動場所となっている公民館での事業として実施し、ITリーダー養成講座は12人、レクリエーションリーダー養成講座は13人の参加者があった。読み聞かせボランティア養成講座の参加者29人を含めると、前年度合計より21人の増加となり、一定の成果が認められた。

ITリーダー養成講座においては、現役のITリーダーの方からも参加していただき、実際の体験談を交えた講座内容の充実も図った。

#### 【今後の方針】

今後も生涯学習指導者養成講座参加者の増加を推進するため、チラシやホームページ等による広報の活用や、講座修了者による積極的な勧誘を行う。多種多様な公民館活動を軸に人材発掘を推進することはもちろん、他の生涯学習施設における活動との連携も図りながら、ボランティアの研修機会や活動機会を増やしていくことにより、ボランティアの資質向上と活発な自主的活動への支援に努める。



ITリーダー養成講座



レクリエーションリーダー養成講座

## 4 文化遺産の保存と活用

文化財の指定・登録、ふるさと文化の調査・保存、文化遺産の公開と体験学習などでの活用

### 《施策の基本的方針》

これまで本市は、地域の貴重な文化遺産を文化財に指定し、また開発行為に伴う遺跡の発掘調査により埋蔵文化財の記録保存を行うなど文化財の保護に努めてきました。

今後も文化財の対象調査やその他の歴史文化遺産の調査・保存活動は継続する必要があります。

また、民俗芸能の鑑賞会や歴史講座等の開催による文化遺産の公開・活用は、市民のふるさと意識の醸成に欠かせないことから、引き続きこれまでと同様に進めていきます。

### 《主な取組》

#### (1) 指定文化財などの対象調査・保護 【生涯学習課】

指定文化財・登録文化財の対象調査を行い、その保護に努めます。

#### (2) 埋蔵文化財の調査・保護 【生涯学習課】

開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護に努めます。

#### (3) 文化財保護団体等への支援 【生涯学習課】

芝地鶏等級審査会等の事業を共催、後援するなど、文化財保護団体の活動を支援します。

#### (4) 文化遺産の公開・活用 【生涯学習課】

三条かぐら鑑賞会、栄神楽鑑賞会、歴史講座、文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさととの歴史に触れる機会の充実を図ります。

## 《平成22年度の点検、評価等》

### 4-(1) 指定文化財などの対象調査・保護

【生涯学習課】

#### 【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を文化財として指定し、滅失することのないように保護すること。

#### 【内容】

指定文化財・登録文化財の対象調査を行い、文化財指定等を行うことにより貴重な地域の文化遺産を保護する。

#### 【主な事務事業】

##### ① 指定文化財の対象調査

地域の文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための調査を行う。

##### ② 文化遺産リスト作成

市内所在の文化財の適切な保護を図るための基礎資料として文化遺産リストを作成する。

##### ③ 歴史的建造物総合調査

中心市街地における町家などの歴史的建造物や保存・活用が必要とされる文化遺産の基礎資料として作成された『三条市文化遺産リスト』に掲載された建造物について詳細調査を行い、保存・活用のための基礎資料を整備する。

#### 【評価】B

市内にある保護すべき文化遺産を対象とした文化財総合調査を年次的に実施したことにより、平成22年度は本成寺多宝塔、千手観音菩薩坐像、阿弥陀如来立像の3件を三条市指定文化財に指定した結果、実績数は48件となり、成果目標を達成し地域の貴重な文化遺産を保護することができた。

また、歴史的建造物総合調査を実施し、中心市街地に所在する町家や文化遺産リストに掲載されている建造物など14件の歴史的建造物の詳細調査を実施し、今後の保存、活用のための基礎資料の整備を進めた。

#### 【今後の方針】

文化遺産リストを対象とした文化財総合調査を進めるとともに、歴史的建造物総合調査を実施し、調査により価値が明らかにされ保護の緊急性や重要度の高い物件について

は、すみやかに国登録文化財や市指定文化財に登録・指定を行い、文化財の保存・活用を進める。

中心市街地歴史的建造物調査で価値が明らかになった貴重な町家などの歴史的建造物をわかりやすく市民に周知し、関係部局と連携しすみやかに適切な保存・活用が図られるようにする。



歴史的建造物総合調査



中心市街地歴史的建造物調査

## 4 - (2) 埋蔵文化財の調査・保護

【生涯学習課】

### 【目的】

地域の財産である貴重な埋蔵文化財を開発行為に伴う発掘調査を実施し保護すること。

### 【内容】

文化財保護法により、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整を行い、開発行為により破壊される埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

### 【主な事務事業】

#### ① 県営農地環境整備事業北五百川地区関係 五百川遺跡本発掘調査

県営農地環境整備事業北五百川地区により破壊される五百川遺跡本発掘調査を行い保護する。

#### ② 県道長岡・栃尾・巻線工事関係 新屋大和田遺跡本発掘調査

県道長岡・栃尾・巻線工事により破壊される新屋大和田遺跡の本発掘調査を行い保護する。

#### ③ 県道大面・保内線工事関係 吉野屋遺跡本発掘調査

県道大面・保内線工事により破壊される吉野屋遺跡の本発掘調査を行い保護する。

### 【評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、11 遺跡 12 件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財の保護が図られた。

また、県道大面・保内線工事予定地に所在する吉野屋遺跡については、計画の策定段階では大規模な発掘調査が見込まれたが、開発事業との調整を図り、遺跡の状況に応じて工事計画を変更することにより遺跡への影響を最小限に抑え、効率的な発掘調査を実施することができた。

開発予定に伴う照会件数は年間 100 件あり、そのうち民間からの問い合わせも多く、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について調整するという仕組みが定着し、適切に保護が図られている。

### 【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業の計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにする。また、開発行為者が開発行為をするに当たり埋蔵文化財所在地を事前に把握できるように、遺跡地図情報について市地理情報システムへのデータ掲載を情報政策課と協議し進める。

## 4－(3) 文化財保護団体等への支援

【生涯学習課】

### 【目的】

文化財の保護活動を行う団体の会員数が増加すること。

### 【内容】

文化財保護団体への事業共催・後援、保護活動への助成、専門的な助言、文化財関係資料・情報提供などを行い、文化財保護団体の活動を支援する。

### 【主な事務事業】

#### ① 無形文化財後継者育成事業補助金

新潟県指定無形民俗文化財三条神楽の保存団体である三条神楽保存会、三条市指定無形民俗文化財栄神楽の保存団体である栄神楽保存会の後継者育成事業に対し補助を行う。

#### ② 日本鶏保存会運営費補助金

三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）の保護団体である日本鶏保存会の芝地鶏（日本鶏）等級審査会事業などに対し補助を行う。

### 【評価】 B

文化財保護団体は、1団体増加で18団体となったが、全体の会員数は26人の減少となった。これまで実施してきた文化財保護団体への支援や報告会、講演会などへの参加の働きかけにより団体数増加につながったと考えられるが、団体の会員数の減少については高齢化が大きな原因と考えられる。

### 【今後の方針】

国や民間財団による文化財保護団体への助成事業の募集などの情報を周知し、活動の充実を図れるようにする。

また、文化財めぐりや遺跡体験講座など文化財活用事業を文化財保護団体と連携して取り組む中で団体活動の充実を図っていく。

## 4-(4) 文化遺産の公開・活用

【生涯学習課】

### 【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を公開することにより、市民に保護意識が涵養されること。

### 【内容】

三条かぐら鑑賞会、栄神楽鑑賞会、歴史講座、文化財めぐり、文化財講演会、縄文体験講座、遺跡体験教室、中心市街地歴史的建造物調査報告会などを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 遺跡体験出前講座

市内の遺跡発掘調査の成果を活用し、古代のくらしぶりを体験し遺跡に親しむことができる出前講座を開催する。

#### ② 三条歴史講座

郷土史、文化遺産など様々な観点から三条の歴史を知る講座を開催する。

#### ③ 文化財講演会

新しく国登録有形文化財に登録された文化財をテーマに講演会を開催する。

### 【評価】 B

歴史民俗産業資料館・下田郷資料館・三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会入場者数、歴史講座・文化財めぐり・遺跡体験教室などの参加者数が26,012人となり、当該年度目標達成率は、成果目標を大きく上回る185.8%となった。

歴史民俗産業資料館では、「夏休みこどもれきみん祭り」や「三条の記憶展」など子供から大人まで楽しみながら歴史に親しむことができる新しい企画展の開催により入館者数を増加することができた。

また、「燕三条文化財めぐり」や「燕三条遺跡展」など燕市との共同開催事業や信濃川火焰街道連携協議会へ加盟し、他市町との連携事業を通じて、ふるさと三条の歴史を物語る文化遺産を地域資源として市内外に広めることができた。

### 【今後の方針】

貴重な文化遺産を地域資源としてとらえ、観光やまちづくりなどでも活用されるよう関係部局と連携し、積極的に公開活用を図る。

遺跡出土品については、展示活用できるように復元修復作業を進め、資料館などでの

展示内容を充実するほか、多くの市民が参加するイベントなどでも見学や体験学習ができるように特別展示などを行う。また、県立博物館との合同展や信濃川火焰街道連携協議会の加盟市町村展などをはじめ、市外の博物館などに出土品の貸し出しを行い、展示活用されることで、ふるさと三条の魅力を市内外に広く情報発信できるように努める。



遺跡体験出前講座（火起こし体験）

## 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成 22 年度）

### 1 三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況

#### ○4月23日 平成22年第5回定例会

報告：報第1号 専決処分報告（三条市図書館協議会委員の辞職及び委嘱）

報第2号 平成21年度第3回三条市社会教育委員会議会議録

報第3号 平成21年度第3回三条市公民館運営審議会議会議録

報第4号 平成21年度第3回三条市図書館協議会議会議録

報第5号 平成21年度第2回三条市文化財保護審議会議会議録

議事：議第1号 三条市指定文化財の指定に関する諮問〔本成寺多宝塔、千手観音菩薩坐像、阿弥陀如来立像〕

その他：(1) 小中一貫教育関係の概要報告

(2) 一ノ木戸小学校及び裏館小学校改築の検討状況

#### ○5月27日 第6回定例会

議事：議第1号 三条市視聴覚ライブラリー条例の一部改正

議第2号 三市南蒲地域視聴覚教育協議会規約の一部改正

議第3号 動産の取得（大型バス3台）

その他：(1) 特別支援教育体制整備推進事業

(2) 第一中学校区小中一体校建設の検討状況

(3) 一ノ木戸小学校及び裏館小学校改築の検討状況

#### ○5月27日 第1回協議会（非公開）

協議事項：①南幼稚園の廃止について

②漢学の里の指定管理について

#### ○6月30日 第7回定例会

報告：報第1号 平成22年度第1回三条市学校給食共同調理場運営委員会議会議録

その他：(1) 平成22年度「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進への取組」に係る委託事業（文部科学省）の決定及び研究校の指定について

(2) 教育に関する事務の点検及び評価について

(3) 第一中学校区小中一体校建設の検討状況について

(4) 一ノ木戸小学校及び裏館小学校改築の検討状況について

#### ○7月26日 第8回定例会

教育委員長の選挙・職務代理委員の指定・議席の決定

報告：報第1号 平成22年度第1回三条市社会教育委員会議会議録

報第2号 平成22年度第1回三条市公民館運営審議会議会議録

報第3号 平成22年度第1回三条市図書館協議会議会議録

報第4号 平成22年度第1回三条市文化財保護審議会会議録

議事：議第1号 三条市指定文化財の指定について

議第2号 平成23年度使用教科用図書の採択について（非公開）

その他：(1) 教育委員の学校訪問について

(2) 三条市議会6月定例会の概要について

(3) 第一中学校区小中一体校建設の検討状況について

(4) 一ノ木戸小学校及び裏館小学校改築の検討状況について

#### ○8月26日 第9回定例会

議事：議第1号 平成22年度教育に関する事務の点検及び評価について

その他：(1) 小中一貫教育関係の概要報告について

(2) 南幼稚園存続を求める署名の提出について

#### ○9月30日 第10回定例会

その他：(1) 三条市議会9月定例会の概要について

(2) 小中一貫教育関係の概要報告について

#### ○9月30日 第2回協議会（非公開）

協議事項：小中一体校計画についての陳情について

#### ○10月28日 第11回定例会

議事：議第1号 平成23年度全国学力・学習状況調査の実施について

その他：(1) クマ対策について

(2) 小中一貫教育関係の概要報告について

(3) 平成22年度三条市教育委員先進地視察について

#### ○11月25日 第12回定例会

議事：議第1号 三条市立幼稚園条例の廃止について

その他：(1) 小中一貫教育関係の概要報告について

(2) 一ノ木戸小学校及び裏館小学校改築にかかる経過報告について

#### ○12月20日 第3回協議会（非公開）

協議事項：第一中学校区小中一体校基本設計について

#### ○12月25日 第13回定例会

議事：議第1号 一ノ木戸小学校及び裏館小学校基本設計（最終案）について

議第2号 第一中学校区小中一体校基本設計（提示案）について

議第3号 三条市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正等について

その他：(1) 三条市幼児教育推進プラン(案)について

(2) 小中一貫教育関係の概要報告について

○1月20日 平成23年第1回協議会（非公開）

協議事項：①下田地区複式学級懇話会の設置について

②第一中学校区小中一体校基本設計教育委員会提示案検討図について

③平成22年度小中学校卒業式参列者について

○1月28日 第1回定例会

報告：報第1号 平成22年度第2回 三条市社会教育委員会議会議録について

報第2号 平成22年度第2回 三条市公民館運営審議会議会議録について

報第3号 平成22年度第2回 三条市図書館協議会議会議録について

議事：議第1号 三条市諸橋博士漢学の里条例施行規則の一部改正について

その他：(1) 小中一貫教育関係の概要報告について

(2) 子育て応援宣言市民運動について

○2月24日 第2回定例会

議事：議第1号 平成22年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

議第2号 平成23年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について

議第3号 三条市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正について

議第4号 三条市立小・中学校施設設備使用条例施行規則の一部改正について

議第5号 三条市丸井今井邸の指定管理者の指定について

議第6号 三条市幼児教育推進プランについて

議第7号 平成23年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について

その他：(1) 栄中央保育所の設置について

(2) 三条市青少年問題協議会の廃止について

(3) 小中一貫教育関係の概要報告について

(4) 第2次子ども読書活動推進計画（案）について

(5) 平成22年度小中学校卒業式参列者について

○2月28日 第3回臨時会（非公開）

議事：議第1号 市立学校教職員の人事異動について

○3月14日 第2回協議会

協議事項：第一中学校区小中一体校建設事業基本設計案について

○3月25日 第4回定例会

報告：報第1号 教職員の人事異動について

報第2号 平成22年度第2回三条市学校給食共同調理場運営委員会議会議録について

議事：議第1号 三条市地区公民館館長、分館長及び分館主事の任命について

議第 2 号 三条市教育委員会の所管に係る三条市住民基本台帳カードの利用に関する  
条例施行規則の一部改正について

議第 3 号 三条市栄青少年研修センター条例施行規則の廃止について

議第 4 号 三条市教育委員会事務局処務規程の一部改正について

議第 5 号 三条市教育委員会公印規程の一部改正について

議第 6 号 第一中学校区小中一体校建設事業基本設計について

その他：(1) 三条市議会 3 月定例会の概要について

(2) 小中一貫教育関係の概要報告について

(3) 平成 23 年度三条市学校教育プランについて

## 2 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、  
学校訪問を実施した。

○日程及び訪問校

10 月 19 日 保内小学校 旭小学校 第四中学校 裏館小学校

20 日 栄中央小学校 栄北小学校 須頃小学校 南小学校

26 日 四日町小学校 第二中学校 井栗小学校 大崎小学校 大崎中学校

27 日 下田中学校 荒沢小学校 笹岡小学校 大浦小学校

## 3 教育委員の行政視察

小中一貫教育の推進に資するため、先進地の教育委員会及び学校を視察した。

○日程及び視察先

11 月 18 日 京都府宇治市教育委員会

19 日 東京都八王子市教育委員会（みなみ野小中学校）

## 4 教育関係会議への教育委員の出席

・全県教育長会議（4 月 19 日 新潟市）

・全国都市教育長協議会（5 月 12～14 日 青森県三沢市）

・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（5 月 17・18 日 糸魚川市）

・新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（7 月 27 日 長岡市）

・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（10 月 14・15 日 妙高市）

## 5 その他の出席

・小中学校卒業式、小中学校周年事業記念式典、小中一貫教育検討委員会、成人式、市展、  
スポーツ大会等

## ○三条市教育事務点検評価委員会

### 1 三条市教育事務点検評価委員会要綱

平成 20 年 9 月 1 日  
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、三条市教育事務点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が行う点検及び評価について意見を述べ、又は助言を行うこと。
- (2) その他点検及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	(くもお しゅう) 雲尾 周	新潟大学大学院現代社会文化研究科 准教授
委員長職務代理者	(むらた ようこ) 村田 洋子	元三条市立西鱒田小学校長
委 員	(あさの まさゆき) 浅野 雅之	三条市P T A連合会顧問

・任期：平成23年7月1日から平成25年6月30日まで

## 3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況

### ○第1回三条市教育事務点検評価委員会（出席：全員）

- ・日時 平成23年7月13日（水）
- ・場所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- ・次第
  - 1 開 会
  - 2 開会あいさつ
  - 3 委員長互選及び職務代理委員指名
  - 4 教育に関する事務の点検及び評価について
    - ・実施方針について
    - ・事後評価シートについて
  - 5 今後の進め方について
  - 6 閉 会

### ○第2回三条市教育事務点検評価委員会（出席：全員）

- ・日時 平成23年8月23日（火）
- ・場所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- ・次第
  - 1 開 会
  - 2 教育に関する事務の点検及び評価について
  - 3 閉 会